

# マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策に関する基本方針

令和5年4月  
碧海信用金庫

当金庫は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融（以下、「マネロン等」といいます）対策を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、以下の通りの措置を講じ、組織をあげて適切な内部管理態勢を構築して業務を遂行してまいります。

## 1. 組織態勢

- ・ 理事会は、マネロン等対策の重要性を認識・理解し、その対策に主導的かつ積極的に取り組みます。
- ・ マネロン等対策の責任者、統括部署を定めて、関係する全ての部署が組織横断的に対応してまいります。

## 2. リスクベース・アプローチに基づくマネロン等対策

- ・ リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、自らが直面しているマネロン等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じるとともに、その有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 3. お客さまへの対応

- ・ 関係法令等に基づき、適時適切な取引時確認の実施、お客さまの情報・取引内容の定期的な確認などにより、お客さまの属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。
- ・ 反社会的勢力との取引は、断固とした姿勢で根絶するとともに、自ら定めた顧客管理が実施できないと判断したお客さまとの取引については、リスク低減措置を適切に講じます。

## 4. 疑わしい取引の届出

- ・ お取引時の確認、営業店等からの報告、システムによるモニタリングなどにより、疑わしい取引を的確に検知・監視・分析する態勢を整備します。
- ・ 疑わしい取引に該当すると判断した場合は、適切に対処し、速やかに当局へ届出します。

## 5. 経済制裁および資産凍結の措置

- ・ 国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施します。

## 6. 役職員の研修

- ・ 全役職員を対象に、それぞれの役割に応じた必要かつ適切な研修を継続的に実施し、組織全体としてマネロン等対策に係る理解を深め、役職員の専門性・適合性の維持・向上を図ります。

## 7. 遵守状況の検証

- ・ マネロン等対策に関する遵守状況を適切に検証し、その検証結果を踏まえたうえで、継続的に庫内態勢の改善に努めます。

## 8. 関連会社と連携したマネロン等対策の強化

- ・ 関連会社と連携し、グループ全体でマネロン等対策の強化に取り組みます。

以 上